

八ッ場ダム埼玉訴訟、訴訟の終結を受けて

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 同 弁護士団

1, 裁判で実現できたこと

○ 分かり易い審理の実現

本件は、巨大公共事業の必要性についての議論が行われるようになった時期に、1都5県で一斉に提起されたということもあり、埼玉県内においても、一定の関心を集めることができた。法廷にも多くの人が足を運び、特に1審さいたま地裁の審理では、傍聴席はほぼ埋まっていた。

原告団・弁護士団では、傍聴者のために分かり易い審理を工夫した。パワー・ポイントを使った意見陳述、証拠調べは、今ではスタンダードになりつつあるが、10年前の時点では進行協議に用いられる程度で、法廷での使用はこの訴訟が先がけとなったと言える。

○ 利水面でのダムの必要性を弾劾

利水面での八ッ場ダムの必要性に関しては、1・2審の審理を通じて、埼玉県の水需要予測がいかに非科学的、非合理的なものであるかを明らかにし、また、県が水利権確保のために非常に無駄な投資をしているという事実を浮き彫りにすることができた。

埼玉県は、本訴訟係属中の平成19年12月、県内の人口ピーク年度が従前の予測よりも早く到来し、県の5か年計画の中で将来人口を下方修正したことなどから、平成15年度に策定した長期水需要予測をわずか4年余りで見直すことを余儀なくされたが、訴訟では、この新予測についても、水需要を過大に評価していることを各種データを具体的に示して明らかにした。

埼玉県は、農業用水転用水利権を得るために農業用水合理化事業に巨額の費用をかけ、他方で、その冬期分の水利権を得るという理由で八ッ場ダム事業のためにさらに重ねて巨費を投じているのであるが、実際には、非かんがい期を含めて暫定水利権の取水が制限されたことはなく、安定した取水が行われている事実を明らかにすることにも成功した。

その結果、結論としては敗訴となった1審判決においても、「八ッ場ダムの利水上の必要性について、原告らの主張する水需要の予測、供給能力の評価及び八ッ場ダムによる水源の確保が不要であるとの評価が一つの評価としてあり得る…」 「農業用水転用水利権について本来予定されている取扱いと実態との間には

かい離が生じていることは否定できない」と原告の主張に対する一定の理解が示されることとなった。

○ 調査嘱託の採用を実現

埼玉訴訟では八斗島治水基準点の基本高水ピーク流量 2 万 2,000 m³/秒が著しく過大なものであり、科学的根拠も欠いていることを明らかにするため、裁判所に対し、調査嘱託先を国土交通省関東地方整備局、調査事項を利根川浸水想定区域図の八斗島流域の流出計算に用いた前提条件等とする調査嘱託の申立てをしたところ、さいたま地裁はこれを採用し、平成 20 年 1 月、関東地整から回答書が提出された。

この回答書の提出により、それまで隠されていた洪水流出計算の前提条件が明らかになり、その後の検証作業に大いに役立つことになった。

調査嘱託は利水についても採用され、「渇水が厳しくなると、保有水源の供給可能量が減る」という国交省の計算根拠資料が平成 21 年 1 月にさいたま地裁に提出され、その計算の不合理性を明らかにすることができた。

○ さいたま地検への告発

平成 23 年 1 月に国交省が日本学術会議に提出した基本高水流量計算資料により、上記の調査嘱託への関東地整の回答に虚偽の記載があることが明らかになったので、同年 6 月にさいたま地方検察庁に対して、代理人と原告の有志は、虚偽有印公文書作成および同行使罪で関東地整の当時の責任者を告発した（平成 25 年 9 月に不起訴決定）。

2. 反省点

他方で、この 10 年余の裁判を進めてきた中で反省点も多くある。

* 不十分な弁護団体制

他の都県と比べると弁護団体制が十分ではなく、共通弁護団においても、利水以外の分野については、ほとんど課題を分担することができなかった。

* 控訴審の進め方

1 審では多数の傍聴参加者を得ていたが、舞台が東京高裁に移ってからは、進行協議が続いて法廷が開かれなかったことに加え、政権交代による政治決着への期待もあって、徐々に訴訟への関心が低下してしまった。会への新たな参加者を募る取り組みも、なかなか強化することができなかった。

以上